

名取市移住支援金支給要綱

(目的)

第1条 移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市へ移住する者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給等については、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援金額)

第2条 支援金の額は、世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。

- (1) 世帯での移住の場合 1,000,000円
- (2) 単身での移住の場合 600,000円
- (3) 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算 1,000,000円（18歳未満の世帯員一人につき）

(対象者要件)

第3条 支援金の対象となる者は、申請時において、次の第1号から第9号までのいずれの要件にも該当し、世帯の申請をする場合にあっては第10号の要件を満たす者とし、18歳未満の世帯員の加算を申請する場合は第11号の要件を満たす者とする。

- (1) 県実施要領第5の1(1)①(ア)に該当すること。
- (2) 令和7年4月1日以降に転入したこと
- (3) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (4) 市に支援金を申請した日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して居住する意思を有していること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者

等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(7) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、宮城県及び名取市が認める場合を除く。

(8) 県実施要領第5の1(1)の②、③、④及び⑤のいずれかに該当すること。なお、県実施要領第5の1(1)④の場合は、次のアの要件のいずれかに該当し、かつ、次のイの要件のいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

(ア) 名取市が参加する移住・定住に関する相談会等に相談した実績があり、かつ、転勤、出向等、所属先企業等からの命令による勤務地の変更ではなく、自らの意思で移住した者

(イ) 名取市に居住経験のある者

(ウ) 名取市にふるさと納税をした者

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 農林水産業に就業する者

(イ) 家業等へ就業する者

(ウ) 起業し、かつ、名取市内に事業所を設置する者

(エ) にぎわい再生整備区域、愛島西部工業団地または閑上東産業用地に立地する企業に就業する者

(9) その他市及び宮城県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(10) 世帯の申請をする場合にあっては、県実施要領第5の1(1)①(エ)に該当すること。

(11) 18歳未満の世帯員の加算をする場合にあっては、県実施要領第5の1(1)①(オ)に該当すること。

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は転

入後１年以内に、次の各号に定める書類を、市長に提出しなければならない。

(１) 全員が提出必須の書類

ア 申請書(様式１－１)

イ 写真付き本人確認書類

ウ 移住元の住民票の除票の写し

エ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

(２) 東京２３区以外の東京圏から東京２３区への通勤者のみ提出が必要な書類

東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(３) 東京２３区以外の東京圏から東京２３区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

開業届出済証明書等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)

(４) 東京２３区以外の東京圏から東京２３区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ提出が必要な書類

ア 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

イ 東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(５) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

移住元で同一世帯であったことが分かる住民票の除票の写し

(６) １８歳未満の世帯員の加算を申請する場合に必要な書類

移住元で同一世帯であったことが分かる住民票の除票の写し(ただし転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し)

(７) 就業に関する要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類

就業証明書(移住支援金の申請用)(様式１－２－１)

(８) テレワークに関する要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類

ア 就業証明書（移住支援金の申請書用）※テレワーク用（様式１－２－２）（個人事業主・フリーランス以外の場合に限る）

イ 就業時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）（様式１－２－３）（個人事業主・フリーランスの場合に限る）

（９） 移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

起業支援金の交付決定通知書

（１０） 関係人口に関する要件の申請者のみ提出が必要な書類

ア 移住支援金関係人口申告書（様式１－８）

イ 開業届（起業し、かつ、名取市内に事業所を設置する場合に限る）

ウ 就業証明書（にぎわい再生整備区域、愛島西部工業団地又は
閑上東産業用地に立地する企業に就業する場合に限る）

（支給の決定）

第５条 市長は、前条の規定による申請に基づき、支給を決定したときは、移住支援金交付決定通知書兼額の確定通知（様式１－３）により、支給しないことを決定したときは移住支援金不支給決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（支給の方法）

第６条 市長は、支援金の全額を一括で支給する。

２ 支給は原則として、口座振込とする。

（支給の決定の取り消し等）

第７条 市長は、第５条の規定により支援金の支給の決定の通知を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたと認められるときは、支給決定を取り消すとともに、申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第８条 支援金の支給を受けた者が、次の第１号から第４号までのいずれかに該当するときは支援金の全額を、第５号に該当するときは支援金の半額を、市長が別に指示する方法により返還しなければならない。

（１） 虚偽の申請等をした場合。

（２） 支援金の申請日から３年未満に宮城県外に転出した場合。

（３）（就業の場合のみ）支援金の申請日から１年以内に支援金の要

件を満たす職を辞した場合。

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合。

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に転出した場合。

2 市長は、前項の規定により支援金を返還しなければならない受給者に対し、様式1-7等により支援金の返還を請求するものとする。

(支援金の返還免除)

第9条 市長は、前条の規定により支援金を返還しなければならない受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部の返還を免除することができる。

(1) 就業先の企業等が倒産したとき。

(2) 精神又は身体に著しい障害が発生し、かつ、市の居住継続が医療行為の妨げになると認められるとき。

(3) 災害その他やむを得ない事由が生じたことを市長が認めるとき。

2 前項の規定により、支援金の返還免除を希望する者は、移住支援金返還免除申請書(様式1-4)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を移住支援金返還免除可否決定通知書(様式1-5)により申請者に通知するものとする。

(住所変更の届出)

第10条 支援金の申請から5年以内に他の市町村へ転出するときは、住所変更の届出(様式1-6)を市長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、支給者に対し、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の名取市移住支援金支給要綱の規定は令和5年4月1日以後に適用し、同日前の転入者についてはなお、従前の例による。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の名取市移住支援金支給要綱の規定は令和7年4月1日以後に適用し、同日前の転入者についてはなお、従前の例による。